

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案（閣法第二三号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在ニウエ日本国大使館及び在ベンガルール日本国総領事館を新設するとともに、同大使館及び同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 三、外務公務員の子女教育手当の支給額を改定する。
- 四、この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、在ベンガルール日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。